

つっかいぼう通信 第 78 号

編集／特定非営利活動法人障害者自立センターつっかいぼう

〒502-0843 岐阜市早田東町8丁目4-1 パセール長良 103 号

TEL 058-215-7374 Fax 058-296-5343

e-mail tsukkaibo@ip.mirai.ne.jp

<http://tsukkaibo.com>

発行／ 2015 年 11 月 9 日



ビーカンパニー

地域交流ふれあい祭り

ケンちゃんファミリー劇場の様子

カレンダー販売担当者誌上対談

長年続けてきたつかいぼうのカレンダー販売。作業所を始める前から取り組んでいてカレンダー販売の歴史はつかいぼうの歴史と言ってもいいくらいです。

はじめ花村さんと山内さん二人が中心になり担当してくれたのですが、途中で花村さんが亡くなり、それ以降は山内さん一人となりました。もうそろそろ誰か跡継ぎを〜と探していたのですがなかなか見つからず、ここにしてやっとビー・カンパニーの若き青木君が現れ出ました。カレンダーの取り扱いは法人事務所からビー・カンパニーに移り青木君が担当になりました。今年で3年目になります。山内さんもまだまだ現役で特にカレンダーにおいては無くてはならないつかいぼうの顔です。さて、その二人の誌上対談です。

青木

こんにちは。お話しするのは今日がはじめてですね。よろしくお願ひします。先ず、山内さんはつかいぼうで、どうしてカレンダー販売をしようと思ひましたか。

まず自分たちが出来ることしようと思ひて取り組んだ。誰かに口で伝える事、そしてものを販売する事をやってみよう。そんな思ひがあったと思ひ。最初の年は、取り扱ったのはたしか50本だった。

山内

青木

苦労した事にはどんなことがありましたか。

在庫、売上金管理。青木君もそれはもうすでに昨年経験済だね。販売先の開拓、季節的に寒い時に集中しているので寒さ、それと夜の販売活動。

山内

青木

では、良かったことは。

作業所であるつながり亭、ビー・カンパニーをつくるきっかけになったこと。カレンダーがつながりで、年に一度でも人との交流する機会があり良かった。

山内

青木

どんなことを願って販売を続けて来られましたか。

カレンダーが売れた分がつかいぼうの純利益となると思ひもあって。それと自分たちの活動につながると思ひも。

山内

青木

最後に新しい担当に願う事は何でしょうか。

とうとう現れてくれたね。待っていたよ、青木君。カレンダーの作業は、季節限定だからね、ポチポチと。人の出会い、交流を大切に。それでは今度は私からお聞きます。カレンダー担当になった経緯は？

山内

始めた経緯は所長から進められてのことだったのですが、何も解らず、言われたように入力することが精一杯でした。しかし、当たり前のことではありますが、今年は無事、すべてのお客様に自分が主導になり商品を届けることができました。

青木

担当する中でがんばってきたことを聞かせてください。

山内

まず、今もそうですがカレンダーを購入してくださったお客様がビー・カンパニー及び、つかいぼうにどのような関わりがあるのかを心がけております。

また、在庫管理で重要な「実際のカレンダーの所有数と帳簿上の一致」ということを昨年はず、今年概ねできたと思います。

青木

では難しいと思う事は。

山内

私が休みの時、カレンダーが動いていることがあるのですがその場合、職員等が連絡してくださるのですがそれが忘れていて、すべてが違ってくるのでそれが起こること。大変です。

青木

では最後に今後頑張りたいこと、及び改善したいと思う事等教えてください。

山内

私は障がい上、自分一人ではお金の管理が難しく、一人ではできません。現金の管理は所長にお願いしています。実際に今年、お客様には商品が全員渡っている。しかし、未収金が出しまいました。

今後も職員に協力して頂きながら、来年は起きないように細心の注意を払っていきたいと思います。また、販売数自体も減っていますので、私から他のスタッフに呼びかけたり、今以上に委託販売でお世話になっております山内さんと連携を深めながら、販売を促進して行きたいと思います。

青木

よろしくお祈いします！頑張ってね。

山内

今年もカレンダーの季節になりました。今後ともよろしくお祈い致します。

11月23日「差別禁止条例制定に向けての学習会」のご案内

来年4月から施行される障害者差別解消法は、①「障害を理由にした差別」がどういうものか、差別についての細かな基準・定義が無いと言われています。【参考】参照次に、②差別をうけた人を救済する新たな仕組みが設けられず、既存の紛争解決の仕組みを利用する事になり、どうすれば効果的な紛争解決が図れるのかといった大きな課題があります。

また、障害者権利条約の条件の原則には「非差別」のほか、「社会への完全かつ効果的な参加及びインクルージョン」があります。私には差別禁止法で教育や暮らしがどう変わるか「まさかな…」と思いつつもおおきな期待がありました。なぜならば、権利条約の選択の機会、支援、インクルージョンに関する第19条「障害のある人がどこで誰と生活するかを他の人々と同じように選ぶ機会を持ち、特定の生活様式で生活することを強制されない」、教育に関する第24条では締結国に対し「あらゆる段階におけるインクルーシブな教育制度」と「障害のある人が障害を理由にして一般教育制度から排除されない事」を確保することを義務付けているからです。しかし日本では、障害者は生活する場所も学ぶ場所も自由に選ぶことは難しく、入所施設や特別支援学校は増え続け、振り分けられたり選択の余地なく施設に入らざるを得ない状況で、す。これは権利侵害であり、差別ではないのでしょうか。

岐阜市と岐阜県は来年度条例を作るそうです。せっかくできた法律です、課題は多いようですが、条例で補い見直しを図りつつ大切に育てていけると良いですね。そのための学習の機会を設けました。一緒に学び、活動していきましょう。

日時：平成27年11月23日 午後1時30分～4時

場所：ハートフルスクエア G 2階 中研修室 (資料代 300円)

【参考】国連で採択された「障害者の権利条約」など、国際的には、障害を理由にした差別を、以下の3つに分類している。

- (1) 直接差別 [機能障害を理由に区別、排除、制限する事] 例) それまで利用していたインターネットカフェが、その人に精神障害があるとわかった途端、店の利用を拒否された。
- (2) 間接差別 [障害に関連することを理由に] 例) 盲導犬を連れた人が「動物は店に入る人は事は出来ません」とレストランの入店を拒否された。
- (3) 合理的配慮されない [合理艇配慮=障害の無い人との平等な機会を確保するために、障害の状態、性別、年齢等を考慮した変更、調整、サービスを提供する事]

例) 知的障害のある人にルビのあるわかりやすい資料を提供する。

建物の入り口にある段差を解消するためにスロープを設置する

成年後見について

高齢になって認知症になったり精神や知的障害のために判断が十分に出来ない人たちは、財産の管理や福祉サービスを利用するための契約を結んだり手続きをすることが難しかったり、悪徳商法とわからず契約してしまうことがあります。「成年後見制度」とは、そういった人達を保護し支援する制度で、家庭裁判所がその人のために成年後見人を選任し、後見人が本人の利益を考えながら本人を代理して財産管理や契約などを行います。後見人には親族か弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職以外に一般の市民が養成研修等を受けて選任される場合が有ります。

私はこの10月に行われた「市民後見人等養成準備講座」に参加しました。この講座はつかいぼうも所属するぎふ市民協が岐阜市市民活動支援事業の助成を受けて行ったものです。つかいぼうには知的障害や精神障害を持つ人が会員や利用者としてかかわりが多く今後に必要な性を感じていたからです。

「市民後見」とは一般の市民が成年後見に対する知識や態度を身につけて支えるのですが、今年度は必要性やそういった制度や仕事を伝え関心を持ってもらうといった、裾野を広げる事を目的とし、来年度は養成講座を開き、やがては後見センターを立ち上げ市民後見活動と市民後見活動に対するバックアップができる事を目標に活動をしています。

岐阜市の高齢化率は現在26.7%、10年後のいわゆる2025年問題の時には75歳以上の人が18%。中高年の一人暮らしは増えている、介護認定を受けている人は21000人、そのうちの介護認定2以上で認知症の疑いのある人が半数以上だとか。後見制度の対象となる人は精神障害、知的障害を持つ人が加わります。

成年後見は専門職だけでは人数が少なく対応しきれないため、市民後見人を増やしたいという国の考えが有りますが、後見人の仕事には契約や手続きがあり、具体的に言えば、病院、介護保険や障害福祉サービス、施設入所や退所、教育やリハビリ、住居の確保に関する手続き等で安心してその人らしい生活が出来るように生活に密着した多くの事があります。財産管理などの専門知識を必要とした支援が出来なくても専門職の力を借り複数で支援の出来る法人後見という形で、同じ地域に暮らす市民後見人が生活者の視点に立ち身近なところで見守り支える事が出来るのは強みではないかと講座を受ける中で改めて思いました。

また、近所の力を借りながら一緒になって支え、支援を必要とする人を中心にした地域のつながり深まり広がっていけばいいなとも思いました。

しかし後見制度は万能ではなく、死後の対応や医療同意は出来ない事や後見人が訴訟に巻き込まれてしまう事がある等とても難しい側面がある事も知りました。

安心して支えたり支えられたりする形になるにはまだ時間がかかりそうですが、一緒にやりませんか。

「風は生きよという」上映会

呼吸器から吹く風に乗れ、つながりあう人と人との物語。

もしもあなたが、病気や障害のために身体を動かせなくなったとしたら、どんな人生を想像しますか？

映画が映し出したのは、ふつうの街でふつうの生活を送る人びと。

特別なことといえば、呼吸するための道具・人工呼吸器を使用していることくらい。

こんなものに頼るならいっそ死んだ方がまし— そう思われるには、十分すぎる見た目だった。

いま、呼吸器はお弁当箱に様変わり。

散歩も旅行も買い物も、ひとり暮らしさえも可能にしてくれた。

呼吸器からは、休みなく空気が流れてくる。「シュー、シュー」と、まるで風のように。淡々とその生活を映し出し、歩んできた人生を見つめた時、浮かんできたのは日常の尊さ。たくさんの支援が必要だからこそ、多くの人に出会い、自由に動くことができないからこそ、生きてあることに感動する。じんわりとところを揺する、人と人とが織りなす物語。

もしもあなたに、思うように身体を動かせない、そんな日が来た時は思い出してほしいのです。

映画の中を駆け抜けていた、風の音を。

その風に包まれた人と人とが、支えあいながら生きていたことを。

2015年/日本/81分/ドキュメンタリー

(チラシより)

人口呼吸器を使いながら、地域で自立生活を送っている方々を描いた作品です。普通学校へ通う人、自立センターで働く人、絵を描く人等などが出演されます。

このドキュメンタリーを知り、昔「車いすの青春」の上映に関わったことを思い出した。国療の筋ジス病棟で暮らす青年が全国の筋ジスの仲間を介護者と訪ね、旅が終わるとまた療養所のベッドに寝かされて終わるシーンが切なかった。1977年製作の映画で、不便極まりない環境の中、電車の旅をつづける。各地で誰もがかなわぬ夢を抱きながら、それでも自分らしく一生懸命生きていた。あれから40年、よくなった事、変わらない事…。この映画一人でも多くの人と見ていただき感想等一緒お話しし、新たな仲間や未来等できたらうれしいと思います。

開催場所：長良医療センター（予定）

日 時：2016年1月17日 午後（予定）

◇詳細が決まり次第通信等でお知らせします。お問い合わせ大歓迎。上映についてのボランティア大歓迎。参加・ご協力お願いします。

こんなことがありました♪



2月28日 差別解消法学習会

法律の成立の経緯、参加者の体験を聞き、何が差別にあたるのか等の学習をしました。



3月29日 大カルタ取り大会



5月 合同食事会



8月30日 みんなでやろまい BBQ 大会

雨天決行！ご迷惑をおかけした皆様申し訳ありません。年に一回のBBQと交流の機会、無しにするのはもったいない。お腹はいっぱい、あちこちで笑い声が聞こえました。

この日、「福祉の仕事就職総合フェア 2015」があり、2名はそちらへ。

いやあ～！募集する事業所と比べ求職者の少なさよ。この先福祉業界はどうなるのかと心が冷える思いです。福祉に対するイメージの悪さでしょうか？

離職者を減らすと安部首相は言うけれど、現状認識無さ過ぎですよ！

10月10日

第4回ピーカンパニー地域交流ふれあい祭り

模擬店、遊びのコーナー、ケンちゃんファミリーさんの大道芸、もちろんジャムやキャンドル、野菜たっぷりの自然食のお弁当、焼き芋等の販売、みんながんでがんばりました。地域の皆様、ボランティアさんご協力ありがとうございました。楽しい一日でした。来年はもっと広い場所で、いろんな企画がしたいなあ。



1月24日 新年もちつき大会

◆◆◆ 今後の予定 ◆◆◆

古今東西 油まるけの油のマルシェ

日時：11月29日(日) 10時～18時30分

(キャンドルナイト 16時～18時半)

場所：岐阜市芥見大船 1-151 護国山 龍雲寺

古代文明時代から「油」は、食・暮らし・農業において身近な存在であり、循環型社会の一端を担ってきました。現代の油は、遺伝子組み換え、化学処理、トランス脂肪酸…あまり良い印象がありません。しかし日本各地では、伝承されてきた油づくりの技術を受け継ぐ職人たちが本物の油を広めようと頑張っています。本物の「油」をテーマに、美味しいものを食べ、楽しんで、体験して、私たちの未来をみんなで探そう！というイベントです。

***キャンドル・ジャム等、販売しながら、イベントも楽しみ勉強してきます。**

ご一緒しませんか。油に関する飲食・物販・ワークショップのブースがあります。

第17回 手作りキャンドル展

日時：11月28日(土)、12月5日(土)、6日(日)、12日(土)

午前9時30分～午後2時頃まで

場所：おんさい広場はぐり（羽島郡岐南町三宅9丁目50番地）

毎年クリスマス前の2週間、柳ヶ瀬レンガ通りのテラスで開催していたキャンドル展。今年は会場が取り壊されて使えなくなっていました。はじめて借りる時、私たちの作品は市場で受け入れられるかとドキドキしましたが、どの福祉バザーよりも多くの方が訪れはるかに売れました。それ以降その年の集大成と気合を込めて挑んできました。

今年も、私たちの成果を見てください。火を灯して楽しいキャンドル、きれいなキャンドル、障害を持つ仲間と持てる力を注いで作る心のこもったキャンドルです。

【編集後記】安全保障関連法が成立して1ヶ月以上が過ぎ、一日も早く廃案にしないと気が焦ります。TPP、マイナンバー…次々と大変なものが押し寄せてきます。理解が追いつきません。通信やっとな発行です。寒くなります。風邪など引かれませぬように。(吉田)